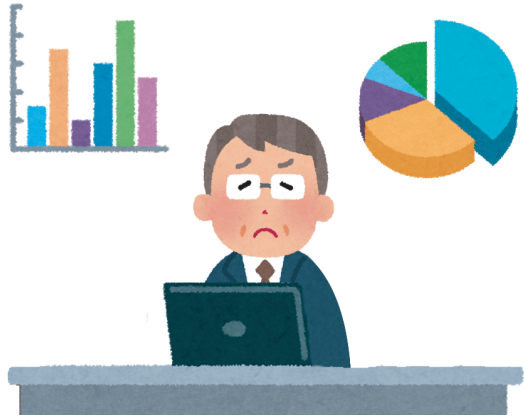




Q.非常に時間外労働の多い医師がいるのですが... どうしたら良いですか？

2024年4月から、医師についても働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が適用されます。コロナ禍の状況においても、医師も含め「働き方改革」を進めていくとの国の考えが示されていますが、病院内ではなかなか取り組みが進まず困っているのが現状です。

解決には、院長の牽引や関与が特に重要とされています。具体的な改善策としては、医師や管理職を対象とした説明会や会議等で、繰り返し方針や考え方を伝えていきます。日頃からの声かけも有効とされています



また、研鑽や宿日直等の定義も明確にして、実際の勤務状況を客観的な方法やヒアリングなどで把握することも必要です。その上で、一部の医師に負担が偏らないよう、コミュニケーションをとりながら、適切な勤務環境改善策を検討、実施していきます。これらの活動が医師やスタッフの働きやすさにつながり、時間外労働の縮小にも寄与していくと考えられます。

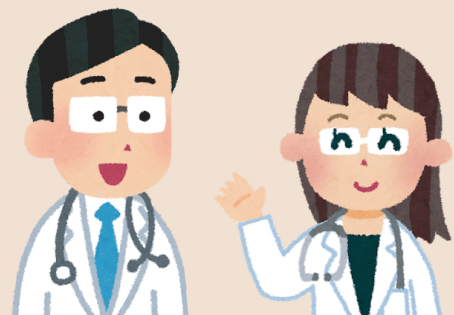
なお、改善には時間を要するため、早期の着手と総合的な取組が求められます。

❄️ 院長（トップ）による働きかけ、声かけ、雰囲気づくり

- ・説明会（医師向、管理職向）
- ・声かけ、面談..

❄️ 勤務状況の把握

- ・客観的な方法による労務管理、ヒアリング
- ・研鑽、宿日直等の明確化と実態把握



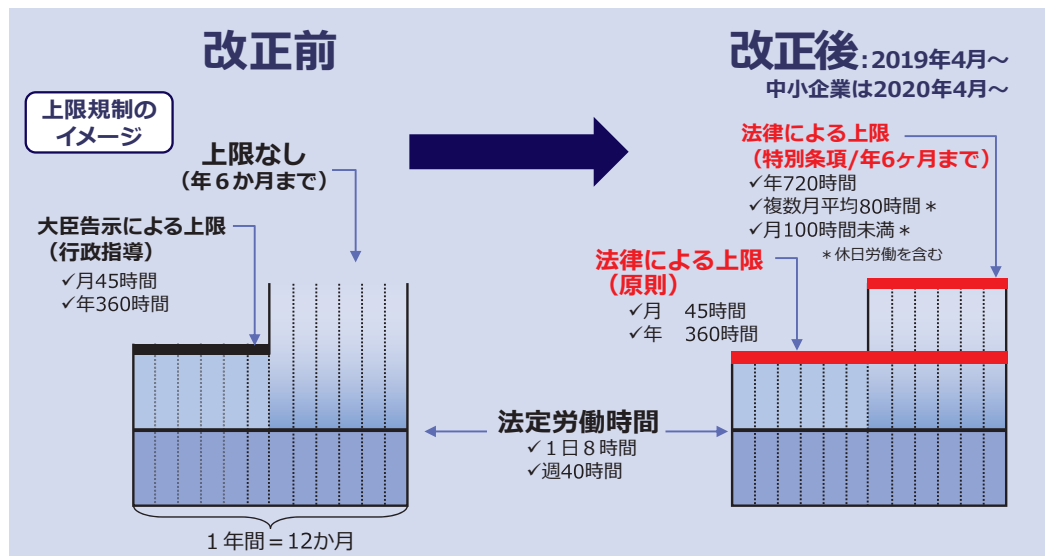
❄️ 勤務環境改善策の検討、実施

- ・きちんと休める体制づくり
シフト制（当直翌日の休暇制）、複数主治医制、チーム主治医制、当直免除..
- ・患者受入体制の改善..土曜診療、患者説明の時間等の検討..
- ・タスクシフティング..チーム医療の推進、医師事務作業補助者や特定看護師の導入..

☒ 勤務環境改善策『トップによる意識改革と勤務環境改善』

Check 時間外労働の上限規制について

2019年4月の法改正（中小企業については2020年4月～）によって、法律上、時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、図のような制限があります。違反した場合には、罰則が科されることがあります。



厚生労働省「時間外労働の上限制限 わかりやすい解説(2019/8)」より抜粋、編集

図のような制限があります。違反した場合には、罰則が科されることがあります。

なお、医師の時間外労働の上限については、別途議論されており、2024年4月より適用されます。

最近の活動

「医療勤務環境改善支援センター アドバイザー研修会」等への参加

2020年8月27日、「医療勤務環境改善支援センター（以下、勤改センター）アドバイザー研修会」が、コロナ禍のためオンラインにて開催され、全国から約150名が参加しました。広島県からも医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーらが参加しました。研修の中で、厚生労働省からの行政説明では、コロナ禍においても働き方改革の必要性や本筋は変わらないことなどが説明されました。また基調講演では、働き方改革により時間外労働は減り収益が上がった事例などが紹介されました。その後、5,6名に分かれてのグループ討議では、他県のアドバイザーらとの情報交換が行われました。

また、10月14日にも「医療勤務環境改善支援センター ブロック研修会」がオンラインにて開催され、勤改センターに求められる役割などについての講演やグループ討議が行われました。これら研修会で得られた新しい情報等も、今後の支援活動に活かしていきます。



お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内

TEL:082-513-3056

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)